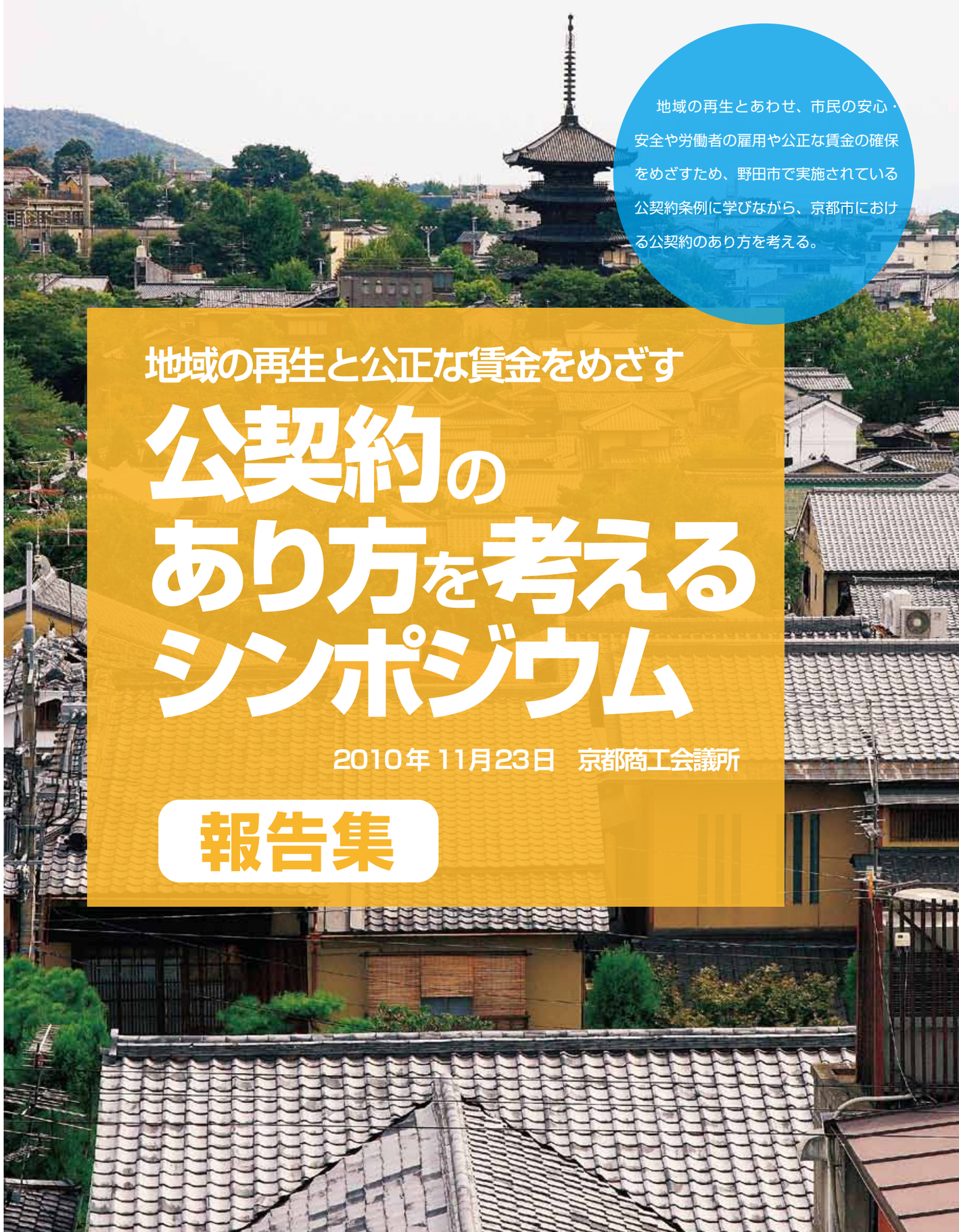

地域の再生とあわせ、市民の安心・安全や労働者の雇用や公正な賃金の確保をめざすため、野田市で実施されている公契約条例に学びながら、京都市における公契約のあり方を考える。

地域の再生と公正な賃金をめざす

公契約のあり方を考えるシンポジウム

2010年11月23日　京都商工会議所

報告集

発行：公契約シンポジウム実行委員会　2011年3月
連絡先：〒604-8571 京都市中京区河原町御池角京都市役所内
京都市職員労働組合　TEL：075-222-3883

公契約のあり方を考えるシンポジウム　目次

「公契約シンポジウム」呼びかけ人 …… 2

京都大学大学院経済学研究科・教授　岡田 知弘

弁護士・日弁連労働法制委員会副委員長　中村　和雄

京都の状況と実態① …… 4

京都の状況と実態② …… 7

－京都市の現状について－

京都市の公契約の状況 …… 10

コラム：京都市で生じている「ピンハネ」

―公契約条例を制定した野田市からの報告－

「公契約条例」で野田市はどうなったか …… 13

中小企業振興基金条例とともに地域内循環型の経済が必要 …… 16

公共工事現場の現状報告 …… 20

シンポジウム Q ＆ A …… 22

公契約シンポジウムを終えて …… 32

京都建築労働組合・執行委員長　田辺 正男 …… 32

京都府商工団体連合会・事務局長　池田　靖 …… 33

京都地方労働組合総評議会・副議長　辻　昌秀 …… 34

京都市職員労働組合・中央執行委員長　池田　豊 …… 35

「公契約条例」を一緒にめざしましょう

弁護士・日弁連労働法制委員会副委員長
中村 和雄

公契約条例を考えていくうえで、そもそも「公契約」とは何かということですが、例えば、京都市・京都府が行っている行政機関としての仕事というのは、大きく分けると2つに分類されます。1つが権力作用、処分行為と言われるもので、自治体が有無を言わさず「こうしろ！」「認める」「認めない」ということを決めていく作用です。そしてもう1つ、行政は広く市民に対するサービスを行っています。公共工事を発注したり、保育行政を含む、あらゆる福祉分野の公共サービスも委託という形を活用して行っています。そしてそれは、民間の企業同士が行っている契約とまったく同じ形で対等当事者が契約をする。ただ行政が行う契約なので、「公」という名前を付けて公契約と呼んでいます。

この公契約には非常に莫大なお金（税金）が使われています。その契約に規制をかけ、市民が本当に安心して暮らせる町に変えていこうじゃないか。公契約関連で働く人たち、現場で実際に工事を担当している労働者のみなさん、民間労働者のみなさんの労働条件も、契約に規制をかけることで充実させていこうというのが公契約条例です。

全国で初めて２月から野田市で始まりました。今年（2010 年）12 月の議会で、川崎市も公契約条例の制定が議決されます。他にも国分寺など、あちこちの自治体で公契約条例を制定しようとする動きが全国的に広がっています。是非、京都でも同じように公契約条例を制定して、住民サービスもしっかりしたものにする。京都で働くみなさんの賃金がしっかりと保障されていく。そして、京都の中の中小企業のみなさん、経営者のみなさんが安心して商売が維持できるものに変えていく。そういうものをみなさんと一緒にめざしたいと思っています。

なぜ「公契約条例」が必要か

京都大学大学院経済学研究科・教授
岡田 知弘

経済のグローバル化の中で工場は海外に行き、国内工場は閉鎖されてきています。京都でも地場産業が崩れていくなかで、地域経済そのものが大変な落ち込みをしているにもかかわらず、多国籍企業は引き続き海外進出を進める中期計画をつくり、更なるワーキングプアが生み出されようとしています。また、生活保護世帯数も過去最高を記録し続け、自殺者の数も 12 年連続3万人超えです。中高年男性の経済的理由による自殺が 13 年前の不良債権処理から増大し、それが今や若い男性にまで広がってきています。人の命がどんどん奪われてしまう日本になってしまっています。

また、孤独死、無縁死というかたちで毎年３万２千人もの方が亡くなっておられます。しかも地域でそこで住み続けることができないような社会的な営みの条件が壊れきている。それは市町村合併が行われた地域だけでなく、京都市内の東山区あたりでも高齢化率が 30%を超え、町内の半分以上が 75 歳以上という地区が生まれています。そういうところで生鮮品が買えない、あるいは ATM が消えてしまって年金がおろせない。あるいは公共交通機関を使おうと思っても遠くて行けない。銭湯がなくなり、かかりつけの病院がなくなってくる。こういうかたちでこの 2000 年代半ば以降、あの小泉構造改革の直後から、大変な地域社会の崩壊が広がってきています。

本来、国民であれば誰もが、憲法 25 条で定められた最低限の健康で文化的な生活を営む権利を持っています。それを保障する責務が国と地方自治体にあります。しかも地方自治法によれば、地方自治体は「住民の福祉の増進を図ること」が基本目標である自治組織であり、その主権者は住民自身です。主権者の納める税金がいったい誰のために、どのように使われるのか、これこそが問われる時代になってきています。

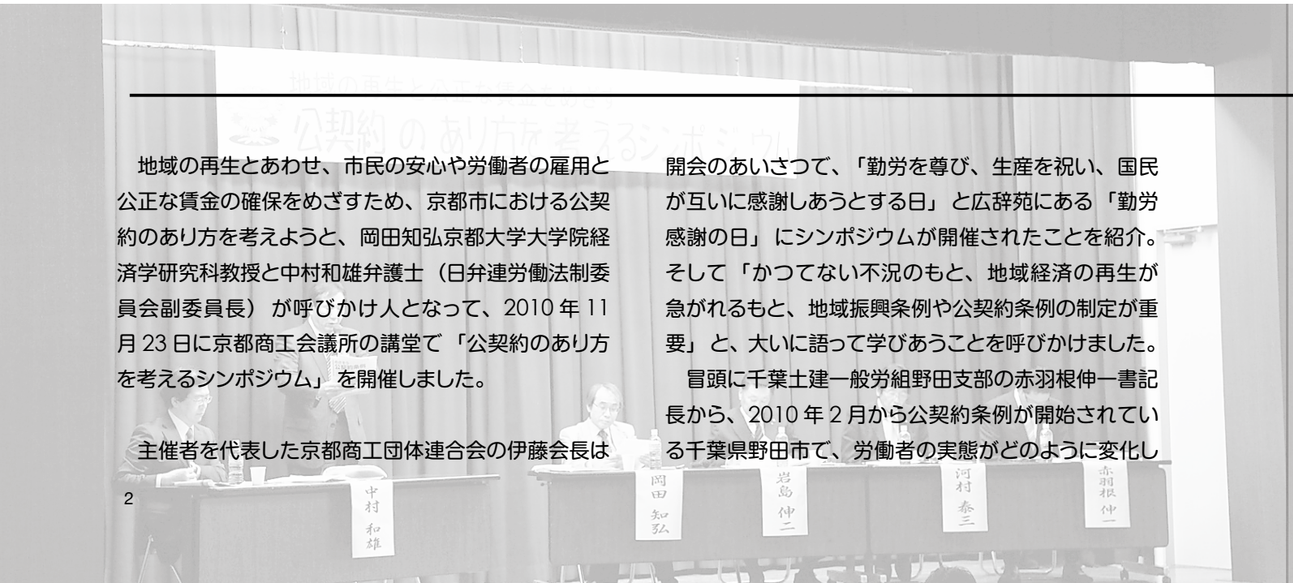

地域の再生とあわせ、市民の安心や労働者の雇用と公正な賃金の確保をめざすため、京都市における公契約のあり方を考えようと、岡田知弘京都大学大学院経済学研究科教授と中村和雄弁護士（日弁連労働法制委員会副委員長）が呼びかけ人となって、2010 年 11 月 23 日に京都商工会議所の講堂で「公契約のあり方を考えるシンポジウム」を開催しました。

主催者を代表した京都商工団体連合会の伊藤会長は開会のあいさつで、「勤労を尊び、生産を祝い、国民が互いに感謝しあうとする日」と広辞苑にある「勤労感謝の日」にシンポジウムが開催されたことを紹介。そして「かつてない不況のもと、地域経済の再生が急がれるもと、地域振興条例や公契約条例の制定が重要」と、大いに語って学びあうことを呼びかけました。

冒頭に千葉土建一般労組野田支部の赤羽根伸一書記長から、2010 年２月から公契約条例が開始されている千葉県野田市で、労働者の実態がどのように変化してきているのかが報告されました。

野田市の報告を受けて開始されたシンポジウムでは、コーディネーターの中村和雄さんから「公契約」についての説明とともに、実際に京都市の契約業務で起こっている労働者への「ピンハネ」の実態などが紹介されました。

そして京都エレベータ株式会社代表取締役の岩島伸二さん、京都電工株式会社代表取締役の河村泰三さん、赤羽根伸一さん、そして岡田知弘さんがシンポジストとして、それぞれの経験や思いなどが語られました。

後半に入って、京都市職労の小林竜雄書記長から京都市の公契約の現状が報告され、フロアからも京都総評の取り組みの報告や全京都建築労働組合から建築労働者の実態が告発されました。そして、参加者からの質問にも答える形で、コーディネーターとシンポジストによる議論が繰り広げられ、充実したシンポジウムとなりました。

京都エレベータ株式会社代表取締役
JEMA エレベータメンテナンス事業協同組合代表理事
京都中小企業家同友会代表理事
岩島 伸二 氏

京都の状況と実態①

エレベータのメンテナンス業をしております「京都エレベータ」の岩島です。社員数は 40 名弱で年間売上は5億円弱の会社です。

まずはエレベータの業界についてご紹介したいと思います。日本では、三菱、日立、東芝、日本オーチス、フジテックといった、エレベータ製造5大メーカーでほとんどのシェアを占めています。そしてメンテナンスも 17～18 年前までは、メーカー以外はできませんでした。我々メーカー系列に入らない業者には一切、部品を売ってくれないという世界でしたから。エレベータのビジネスは、エレベータをゼネコンに売るわけですが、定価の2割引き、3割引き、ひどいところでは6割、7割引いて売っているケースがあります。安く売って、それから 30 年近くかけてメンテナンスで利益を回収していくのです。メーカーしかできない、メーカー系列しかできないという独占状態のなかで価格が決定されるという世界でした。

我々はこれではいかんということで、メーカーに対して「部品を売ってくれ」という運動をはじめました。ほとんどその当時は門前払いで相手にしてくれませんでしたので、「独占禁止法違反じゃないか」という損害賠償請求訴訟を起こしました。一審、二審と勝って、ようやく部品が供給されるようになりました。それでも注文してから3ヶ月後という状態でした。

そして京都市に対して指名願いを出していましたが、一切お呼びがかかりませんでした。みんな随意契約でメーカーがやっていました。

JEMAエレベーターメンテナンス事業協同組合から国土交通省･在宅局建築指導課への申し入れ書

2006年6月19日
申　立　書
国土交通省
住宅局　建築指導課　御中

〒600-8352
京都市下京区岩上通高辻下ル吉文字町457
JEMAエレベータメンテナンス事業協同組合
会長　岩島　伸二

幣会は日本全国で19社からなる独立系の昇降機の保守点検管理業務を営む企業の任意団体であります。名称を「JEMAエレベータメンテナンス事業協同組合(通称JEMA)」と称します。
去る6月3日に東京都港区の「シティハイツ竹芝」において発生しました死亡事故につきまして、幣会の見解を上申させていただきます。
　まず、事故にあわれ犠牲となられました市川大輔様、またご遺族の皆様には言葉のかけようもございません。ただご冥福を祈るばかりです。
二度とこのような事故を起こさない為にも、また一般の皆様が安心してエレベーターをご使用していただくためにも、早急に事故の原因究明が必要なことは当たり前の事ではございます。幣会では、本件事故を業界における重大な事実と受け止め、その対応の為6月12日に臨時の総会を開催しました。
正確な事故原因の究明は公的機関の原因調査結果を待たなければならないと考えておりますが、現在、新聞･テレビ等で報道されている事実関係から推察されますのはブレーキの構造に問題があったのか、またはその調整に問題があったのか、若しくはその制御関係に不具合があったと思われます。
　事故原因を分類するなら今回の場合は、製造メーカーの責任か、保守管理業者の過失と推察するしかありません。詳細な原因究明を待つ次第です。1日も早い原因の究明がなされ、その対策がとられる事が犠牲となられた方とそのご遺族に報いることではないかと考えます。また、当該マンション住人がエレベーターの利用に対し、安心感を取り戻せるよう、関係各所の努力をお願いする次第です。そして、国土交通省より早期に原因を発表していただき、本件と同メーカーの同機種ならびに他メーカーにおいても、類似の事故が二度と発生しないように、当協会員はもとより、全国の保守業者にその対策を周知徹底していただくようお願いいたします。
エレベーターの業界は非常に閉鎖的であり、メーカーは自社系列の保守業者以外に対して、エレベーターのあらゆる情報を秘匿します。本件のように、官庁入札物件においては独立系の保守業者が管理しているケースが数多く、そのような場合であってもメーカーが独立系に対して技術的な情報等は一切公開されません。
自動車のようにリコールの制度もありません。
過去にこの業界で、リコールに相当するような事実があっても、情報が公開される事無く、自社内部で処理され、闇から闇に葬りされています。そのため、保守契約がメーカー系から独立系に変わった場合には、リコールに相当するような部分の改修がなされないことさえあります。
また、最近のエレベーターに関しては、制御がマイコン化されており、通称メンテコンとよばれるメーカーごとのコントローラーを使用することで、各種の設定の変更や故障箇所および原因の表示ができるようになっています。
昨年より各メーカーに対し、当協会および関東で組織しているエレベーター保守事業協同組合と合同で、このメンテコンを販売するよう求めました。しかしながら、どのメーカーからも満足な回答を得られませんでした。
5月18日付で当協会から「オーチス社の平型ロープの件についての申立書」を貴局宛送付いたしましたが、未だ回答をいただいておりません。この平型ロープについてもメーカーからの情報は一切でないばかりか、独立系が検査さえできないような製品なのです。
幣会としましては、一部メーカー系列のみで独占され、閉鎖的なエレベーター保守業界に情報公開を求め、開放された市場の中で自由な競争が展開される環境作りが、消費者の利益に資するものである事を強く訴えます。
今回の事故はエレベーターが安全な乗り物であるという前提を覆すような出来事です。今臨時総会ではメーカーに対して技術情報の公開を強く求めていくことを決議いたしました。本件を契機として、国土交通省から各メーカーに対して、製造物に関する各種情報を公開するよう、強く指導していただきたく申立てるものです。
以上

京都府電工株式会社代表取締役
京都府電機商業組合理事

河村 泰三 氏

京都の状況と実態②

私どもは京都市役所のすぐ北側の二条通で電気屋をやっています。父親がはじめた店を継いだのですが、1960 年に会社ができてちょうど 50 年目。京都市役所と本当に近くて便利な電気屋ということで、昭和 40 年代ぐらいからずっと長年お取引をいただいております。もちろん入札参加もどんどんしていますが、だんだんと落札できることが減ってきています。一番多かった時期は、年商の3割ぐらいが京都市からいただいた仕事をやっていました。最近は電子入札になって競争相手が見えない。誰が入札しに来たはるか分からない。とにかく最低の、最低の、最低の価格で書いても落ちないという状態が近年ずっと続いて、おそらく京都市からの仕事は年商の1%を切っています。

昨年の 6 月頃に国で「緊急経済対策」と「地域活性」という2つの大きな柱を鳴り物入りで「スクールニューディール政策」が始まり、全国で 4000 億円以上の予算で小・中・高の学校と幼稚園などのテレビを地デジ化するということになりました。京都市でも昨年の 12 月頃に入札の案内がありました。電子入札になってから、毎日のように目を皿にして京都市のホームページを見ていると、年末ギリギリのほんまに忙しい時期に突然出てきました。まず大きな3つの柱があり、小学校高学年向けの電子黒板がありましたが、近代的なテレビなので金額を見てびっくりしました。我々は日常に出てくる案件というのが 100 万円あったら大きいほうで、こうした何千万という仕事はまずないし、同時にとても歯が立たないという感じを受けました。そして 2 つ目が、小・中学校の職員室と校長室のテレビの入札が行政区ごとに出てきました。「これなら

ざっと計算してみましたら、その当時で京都市は2億円近い保守料を払っておられる。ところが 2004 年にはじめてお呼びがかかって入札になりました。そのあと一進一退を続けて、2007 年には5大メーカーで 600 万円しか取れず、独立系が 5000 万近くとるようになりました。そのうち私どもは 1000 万ちょっとで、同業他社が残りをやっていました。その当時で 100 件弱の物件がありました。

我々が入札の時に渡される仕様書は、メーカーの仕様書なのです。ですから、メーカーではできるが我々にはできないということがあります。そして一番問題なのが、どの業界でもそうですが、デフレのなかでの過当競争です。なんぼでも安い札を入れたら仕事が取れるということで、とっていく業者もいます。私どもはそんな安い金額でとって他のお客様に迷惑はかけられないので、次第に市の仕事がもらえなくなる状況です。

エレベータというのは非常に安全性が重要で、人の命がかかっていますから、メンテナンスがただ安ければいいというわけにはいきません。シンドラー社のエレベータ事件もありましたが、私どもはシンドラー社のエレベータは全然取り扱ってきていません。あの事件がおこってから、私ども独立系のエレベータの保守業者はもう商売できないのではないかという危機感を持ちました。あれをメンテナンスしていたのが安売りで日本全国制覇していたSECという東京の会社です。仕事をとって、できなかったら放り投げるという商売をずっとされています。ですからあの事故で、エレベータのメンテナンスはメーカーでないとできないという風が吹くという危機感を持ちました。あの事件を知って、私はすぐに「これはブレーキが悪い」ということを直感的に思いました。外交上の問題もあってか、日本のメーカーは取材に対して一切コメントを出さなかった。我々独立系で取材に対応し、最近になってようやくモノが悪いということが公になってきました。

やはり社員教育や技術教育が大切で、メーカーでなかったらどうしてもあかんということはありません。取りあえず仕事をとったらええという会社ではだめだと思います。

ちょっといけるかも…」と、早速いろんなメーカーから見積をとり、せめて中京区ぐらいとれたらという感じで取り組みました。

そして最後の 3 つ目が一番大きくて、小学校4年生までと中学校の各教室に置く 50 インチぐらいの大きなテレビに換えるというものでした。小学校で 17 口、中学校で 11 口、それが行政区ごとに分かれ、高校・幼稚園で1口というかたちで出てきました。そして入札が始まり、開札があり、ホームページを見てみたら、売上が 2 兆円ある日本一の Y 電機さんが全部落札していた。今まで京都市のホームページに名前が出たことを見たことがなく、初めて名前が出てきたらもう電子黒板から職員室、校長室のテレビを総なめ状態でした。1つだけ辛うじて NTT が落札していましたが、どっちにしても大手です。地域の我々みたいな京都の中で営業している電気店、文具屋さん、事務機屋さんの名前はまったく載らない。「なんやねん、これは…」と言うのがまず実感で、しかも金額的には天下のY電機さんですから安いのはよく分かるし、その金額に天と地ほど差があればあきらめもつきますが、首の皮一枚みたいなスレスレのところで全部総なめにしていかれた。「これはちょっとパソコンのぞかれたん違う?」と思うぐらい僅差ですべてを持っていかれた。腹が立ちました。

我々は 50 年近く京都市さんとお付き合いがあり、最近は減りましたが、「延長コード1個持ってきて」とか、ひどいときには「グロ球持って来て」と言われて、見積・納品・請求書三枚セットで持っていくという仕事をやってきたわけですが、Y電機さんが大きい仕事やというので台風のように突然やってきて、根こそぎ持っていったわけです。京商連さんが調度課や教育委員会に「おかしい」と動いてくれ、その後にようやく、風が吹きました。

せめて地元にある御所南小学校に入れるテレビぐらい取りたいと必死に値段を考えましたが、最後にはもうなんぼで入れたらいいのか分からなくなってしまいました。予定価格 2500 万円ぐらいでしたが、とにかく原価を切らないギリギリでいこうと思い、一生忘れない数字なんですが、2117 万 3210 円と書いたのです。スラスラと出てきたでしょう。実はこれはうちの会社の電話番号（笑い）なんです。不謹慎と思われるかもしれませんが、悩んだあげくに数字が出てこなくなって、電話番号の数字の札を書きました。そしたら落札したんです。落札したというよりも、数字を入れた業者がうちだけやったんですね。要は全社辞退ということになりました。これは、「スクールニューディール」というのは京都だけじゃなくて、日本全国で同時にやっていて、しかも入札の後の開札が 2 月で、納期が 3 月 31 日なんです。だからまったく時間のない状況で、しかも 50 インチとか、52 インチといった大型テレビが何百台とか、何千台という台数があるわけない。たぶん大手さんも商品が揃わないということがあったのか、私のところだけが数字を入れていました。

しかし取れたのは非常にうれしいことですが、ただギリギリの値段ですから、儲からない。でも私を入れて 5 人の従業員で 317 台の 52 インチのテレビを1週間で納入せなあかんのです。とても私のところだけではできないことですので、仲間の電気屋さんに助けていただき、8 日間で 317 台納品することができました。結果から見ると、みんなにも喜んでいただけて、これは非常に地域活性になったのと違うかなというのが実感としてあります。

後から聞いたのですが、Y電機さんは下請に丸投げしはったらしいのですが、金額を聞いてびっくり。1台あたりがうちの 4 分の 1 以下だということで聞いて、ちょっとショックでした。そういうことをしないと会社は大きくならんのかと思いました。

私はどっちにしても地域の電気屋なので、地域に関わって仕事をいただきご飯を食べています。今はとにかく安くないと取れない。現実、それ以降の入札はほぼ取れていません。民間で儲けた分を京都市に貢献しているという状況です。

京都市職員労働組合書記長
小林竜雄 氏

京都市の現状について

京都市の公契約の状況

まずは、京都市の公契約条例に対する現在のスタンスですが、09年の9月市会での答弁が、「公契約条例の制定につきましては、自主的な企業経営の影響など政策手段としての妥当性等についての課題もあり、今後、他都市の動向を注視しつつ研究して参ります」です。そして、私たち京都市職労の「公契約条例を実現すること」という要求に対する10年秋の当局回答も市会答弁と同じで、「他府都市の動向を注視しつつ研究してまいりたい」で、具体的な検討を進めている状況ではありません。

一方で京都市は、多くの自治体でも実施されている「総合評価方式」を2004年に導入し、2009年の6月からは、対象を予定価格1億円以上から5000万円以上に拡大しました。この「総合評価方式」は、価格だけで自動的に落札先が決まるといった方法ではなく、施工主の施工能力や技術者の能力など、価格以外の要素も数値化して総合的に落札先を決めるというものです。京都市の場合、建設局や都市計画局などで、こうした総合評価方式のガイドラインを作っています。技術に対する評価については一定のポイントがありますが、労働者の賃金などについては、評価の対象になっていません。

低入札に対する対策も京都市としてこの間いろいろな取り組みがされてきています。ダンピング受注による、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化を防ごうとするものです。2つの方法があります。1つは低入札価格調査と言われるもので、あらかじめ設定した調査基準価格を最低入札額が下回った場合、自動的に落札するのでなく、その入札者が本当に適正に契約履行ができるのか、つまり、ちゃんと仕事がやり

京都市における総合評価の一例

技術資料に関する評価項目と評価基準

（標準型の例：市内業者対象工事）

分類	評価項目		配点		評価基準
技術提案	工事目的物の性能・機能の向上に関する事項	工事目的物の品質向上への取組	6	18	各評価項目の技術的所見について，次のとおり評価する。 定性評価 a 提案内容に特に優位な工夫があり，かつ，効果の高いもの（6点） b 提案内容に優位な工夫のあるもの（3点） c 提案内容が適切ではあるが，一般的な事項であるもの（0点） 定量評価 例）工事排水のSS（浮遊物質）値・交通規制の短縮日数など，提案数値に応じて評価する。
		現場条件を反映した最適な施工を行なうための取組	6		
	社会的要請への対応に関する事項	環境維持のための取組	6		
施工計画	工程管理		4	4	a 現地の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ，かつ，効果の高いもの（4点） b 現地の条件を踏まえた具体的な工夫が見られるもの（2点） c 適切であるが具体的な工夫が見られないもの（0点）
企業の施工能力	平成○年度以降（過去10年間）に元請として受注し，技術資料の提出期日までに完成済みの国又は地方公共団体発注の同種又は類似工事の実績		2	5	同種工事の実績あり（2点） 類似工事の実績あり（1点） 実績なし（0点）
	平成○年度以降に元請として受注し，平成○年度末までに完成済みの京都市発注工事の工事成績評定の平均点		2		平均点が80点を超える場合（2点） 平均点が70点を超え，80点以下の場合（1点） 平均点が70点以下の場合（0点）
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況		1		ISO9001又は14001の認証を取得済（1点） 認証を未取得（0点）
配置予定技術者の能力	平成○年度以降（過去10年間）に元請として受注し，技術資料の提出期日までに完成済みの国又は地方公共団体発注の同種又は類似工事のうち，配置予定技術者が，監理技術者又は主任技術者として従事した実績		3	3	監理技術者としての同種工事の実績あり（3点） 主任技術者としての同種工事の実績あり（2点） 監理技術者又は主任技術者としての類似工事の実績あり（1点） 実績なし（0点）
加算点計			30	30	

切れるのかを調査し、その調査をクリアできれば落札、クリアできなければ落札にならないという手法です。

もう1つの方法は最低制限価格制度です。落札価格の最低制限の基準として設定価格を設け、入札価格がその額よりも低ければ、自動的に失格にしてしまうという方法です。

京都市では、予定価格が 5000 万円以下だと最低制限価格制度を適用し、5000 万円を超えると低入札価格調査制度が適用されます。また総合評価方式についても、5000 万円以上であれば全て、総合評価方式になるというわけではなく、対象とすることができるという区分けになっています。

また測量、地上物件調査委託契約に、最低制限価格制度を 2009 年6月に導入しています。人件費の占めるウエイトが大きいといわれる測量については、この間、落札率が大体 50%程度、ひどいものになると 20%の落札でした。予定額の 3 分の 2 を最低制限価格にして、それより低ければ、自動的に失格となります。

いずれの制度にしても、指定管理者をはじめ多くの委託契約には基本的に使えないうえ、何よりも労働者の賃金そのものを直接保障するという制度ではありません。そうしたことからも、やはり公契約条令を作っていく必要があると思います。

京都市で生じている「ピンハネ」

京都市のジャトコという会社で、長年正社員と同じ仕事をしてきた派遣社員たちが自動車の組立をする仕事から一方的に追い出され、京都地裁で 11 人が争っています。原告 11 人は生活を維持していくためにアルバイトをしています。

その中の1つに京都市の自転車撤去作業があります。これも京都市の公契約で結んだ「自転車撤去業務」という京都市の委託事業ですが、詳しく調べるとその実態にはひどいものがあります。

京都市が自転車撤去の業務を業者に入札・落札させます。京都市がその落札業者に払っているお金は1日あたり作業員1人 8000 円ほどですが、このお金が実際に自転車撤去業務をしている労働者にいっているわけではありません。受託業者は「自転車撤去業務」に従事する作業員確保のために派遣業者に「こういう仕事をする人をよこせ」と依頼しました。派遣業者が受託業者から受け取る金額が 1 日あたり 1 人 7000 円です。そして、それを派遣業者が実際に仕事をしている派遣労働者に支払っている金額は、なんと 5600 円。

京都市が1日 8000 円を払っているはずなのに、実際に現場で働いている派遣労働者がもらう賃金は 5600 円です。派遣業者にピンハネされているのが実態となっています。そして、この業務の落札価格自体が毎年下がっているのです。当然労働者の賃金にはね返ってくる、まさに悪魔のスパイラルです。

（中村弁護士の報告より）

千葉土建一般労働組合
野田支部書記長
赤羽根 伸一 氏

公契約条例を制定した野田市からの報告

「公契約条例」で野田市はどうなったか

委託事業の関係で 2010 年の 2 月から野田市の公契約条例が始まりました。対象については、事務の煩雑を避けるため、1000 万円以上の委託業務と1億円以上の公共工事を公契約条例の適用としています。これに伴う野田市の体制は、管財課に職員を1人増やしてスタートさせました。

野田市の公契約条例の最低賃金は 829 円で、千葉県の最低賃金が当時 728 円でしたので、約 101 円の高い水準を公契約条例は持っていたということになります。この効果があったところとして清掃などで時給が 100 円アップとなりました。清掃は最賃ぎりぎりだったのですが、時給 100 円の賃金引き上げは1日 800 円で 20 日働いたとして月にすれば 16000 円、年間 19 万 2000 円で1ヶ月分以上の引き上げ効果がありました。しかし、問題もあったことから、2010 年の 9 月議会で早速、条例を改正することになりました。条例改正は主に3点で、①業種委託における適用範囲の拡大と職種別賃金の導入（委託部分には建設のような職種別賃金はない。建設の場合でも、大工や左官などと分かれているが、それに対応した賃金ではないので、効果を上げるために検討）。②継続雇用の確保。③下請負者の請負価格です。これらすべてが前進的な部分であり、9 月議会では全会一致でしたし、もちろん労働組合も賛成しています。合わせて、2 度目となる国への意見書もこの時に採択されています。

公契約条例適用現場の調査

11月9日に公契約条例適用工事現場を訪問しました。1億円以上の公共工事で、日本初の公契約条例適用工事現場となります。標識で「安全第一」という言葉の下に紙が2枚貼ってあり、これが公契約条例第7条の適用現場であるという表示です。そして、建設の1時間あたりの時給の単価、土木はいくらというものが張り出してあります。

この現場では2次以内4業者でこの日の入場者数は12人（月給1人、日給11人）で、職種は、土木工、重オペ・管工事・ダンプ・普通作業員・警備員の6業種、工期は平成22年9月27日～平成23年3月25日まで。

またコストの影響について、今回の最低賃金の設定は、設計労務単価の8割が基準で大丈夫でしたが、もし9割だったらさすがに厳しく、影響が出てくるかもしれないと業者は話していました。

下請企業も労働者配置計画を出さなければなりません。これは下請にとっては元請に知られたくない情報なわけです。要するに会社がいくら儲けているのかが分かってしまうような情報になるので、下請業者から協力を得ることへの障害がなかったのかということですが、この現場に関しては長年付き合いのある業者を使っているということで、特段、問題にならなかったそうです。下請企業への指導と下請労働者の管理についても、元請のみ就業規則は提出することになっているので、この点についても特に問題はなかったそうです。

野田市の公契約条例において課題になっていたのが一人親方ですが、今回の現場では一人親方は1人もいなかったということでした。

適用労働者への通知については、公契約条例第7条にもとづく周知ということで、張り出しがされています。野田市で定める最低賃金です。公契約条例における賃金が払われてなければ通報してくださいという内容です。「それは条例が守られていませんので、すみやかに野田市管財課に通報してください」という掲示です。これが作業場とか、休憩所とかに掲示されているということです。

公契約条例でどうなったのかが一番の関心事だと思いますが、先ほどの委託では100円の効果があったのですが、末端の労働者では30円～50円ほど賃金が上がったということになっています。この30～50円という金額をどう見るかということです。私はこの現場に行って「30～50円の賃上げがありましたよ」という話を聞いたときには、私も労働組合の役員なので鳥肌を立つほど感動しました。私自身、千葉県で12年ほど勤めていますが、賃金が下がることはあっても、賃金引き上げを目の当たりにしたのは初めてで、本当に感動しました。そして、この30～50円も公契約条例ができて最初の一歩なんだということも改めて感じました。

最後に、動き始めた公契約条例をどうとらえるかですが、たった数十円の賃上げに終わらせないことが大切です。野田市では公契約条例によって賃上げが実現したのですから、これをしっかり踏まえて第一歩にしていきたいと思います。

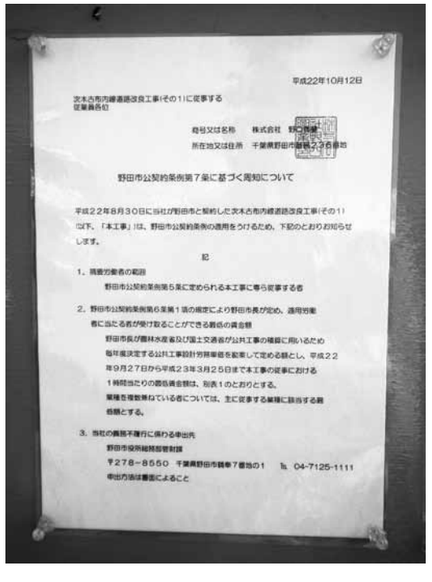

平成22年10月12日

文本古市内建設改良工事（その1）に従事する
従業員各位

発注又は名称　株式会社　野田建設
所在地又は住所　千葉県野田市鶴奉2378番地

野田市公契約条例第7条に基づく周知について

平成22年8月30日に当社が野田市と契約した文本古市内建設改良工事（その1）（以下、「本工事」は、野田市公契約条例の適用をうけるため、下記のとおりお知らせします。

記

1．適用労働者の範囲
野田市公契約条例第5条に定められる本工事に専ら従事する者

2．野田市公契約条例第6条第1項の規定により野田市長が定め、適用労働者に当たる者が受け取ることができる賃金の賃金額
野田市長が農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価を勘案して定める額とし、平成22年9月27日から平成23年3月25日まで本工事の従事における1時間当たりの最低賃金額は、別表1のとおりとする。
業種を複数兼ねている者については、主に従事する業種に該当する額とする。

3．当社の債務不履行に係る申出先
野田市役所総務部管財課
〒278－8550　千葉県野田市鶴奉7番地の1　℡　04-7125-1111
申出の方法は書面によること。

別表
野田市公契約条例の規定による賃金の最低額（平成22年度）　単位：円

業　種	最低額	業　種	最低額
特殊作業員	1,680	土木一般世話役	1,840
普通作業員	1,330	軌道工	2,950
軽作業員	1,030	型わく工	1,660
造園工	1,560	大工	1,910
のり面工	1,620	左官	1,760
とび工	1,730	配管工	1,820
石工	1,930	はつり工	1,620
ブロック工	1,940	防水工	1,710
電工	1,790	板金工	1,700
鉄筋工	1,800	タイル工	1,820
鉄骨工	1,690	サッシ工	1,680
塗装工	1,710	屋根ふき工	1,620
溶接工	1,840	内装工	1,740
特殊運転手	1,640	ガラス工	1,640
一般運転手	1,550	建具工	1,560
さく岩工	1,710	ダクト工	1,570
トンネル特殊工	1,840	保温工	1,740
トンネル作業員	1,580	建築ブロック工	1,700
トンネル世話役	2,040	設備機械工	1,820
橋りょう特殊工	2,010	交通誘導員A	910
橋りょう塗装工	2,130	交通誘導員B	850
橋りょう世話役	2,280		

上記の最低額は、野田市公契約条例の規定による賃金の最低額で1時間当たりの単価とする。

京都大学大学院経済学研究科・教授
岡田 知弘 氏

中小企業振興基金条例とともに地域内循環型の経済が必要

Ⅰ　地域経済と地方自治体

財政危機だからできるだけ財政は圧縮したほうがいい、安いほうがいいんだという流れになっています。しかしそれでは地域経済も地方自治体の財政も持続できない。地方自治体の財源は、地域経済の住民と企業が生み出す勤労の成果です。

その経済的な生産力がいかに地域内でつくられているのかが将来的にその地方自治体が財源をしっかりと確保できて持続可能なのかを決めるいちばん大事な要素です。その地域経済を担っている経済主体は誰なのか。とくに京都は事業所の 99.9%が中小企業、業者のみなさんです。そしてそこからの税収で地方自治体はまわっています。

一方、地方自治体は地域経済をつくる経済主体です。ここが大事です。京都市で言えば、一般会計の約 6000 億円を含めて、だいたい 1兆 5000 億円のお金を動かしてます。いったいそのお金をどこにまわしているのか。先ほどのスクールニューディールのようなかたちで群馬県に本社のあるY電機とかにお金を流してしまったらそれっきりです。地元には何も残らない。けれども地元の業者、中小企業が受注すれば、そこで仕事が生まれ、所得が生まれ、そして税金として再びその自治体に戻ってきます。地域内循環するわけです。このようなかたちで自治体の支出というのは直接、間接に地域で雇用や所得を生み出す。そして自治体はそういう自覚を持って自らの公金の使い道をしっかりと考えたうえで、財政を投入しなければなりません。

Ⅱ　新自由主義的な「構造改革」と地方自治体の公共サービスの変質

この間、小泉構造改革以来、新自由主義的な政策が地方財政支出を圧縮し、地方行財政の構造改革を遂行し、「市場化・民間化」を進めてきました。それとあわせて、自治体の規模を合併でどんどん大きくし、電子政府をつくり、電子入札の導入によってコスト競争を推進し、全体として経費を圧縮する動きが強まりました。その結果、様々なアウトソーシング、指定管理者、PFI、市場化テストなどの手法が開発されて、それが広がってきているわけです。

アウトソーシングでは、ふじみ野市のプール事故が大きな問題となりました。また、仙台市が PFI 事業でつくった松森プールでは、物件費の節約で必要な金具が付いていなかったことから、地震で屋根が落下し、たくさんのけが人が出ました。住民の命の安全が侵される条件が広がっています。また、非正規雇用（「官製ワーキングプア」）が大量に創出される中、契約の短期性や委託費等の削減圧力にともなう問題が生じてきています。

私は日本でこういうことが公共の周辺で起こっている最大の理由は ILO94 号条約（公契約法）を日本政府がまだ批准せず、指定管理者制度など民間化が進んだことに大きな問題があったのではないかと思います。

京都市でも PFI による小中学校の空調設備の入れ換えは大阪の大きなメーカーが受注しました。もし仮に京都市内の家電関係の業者、企業が受注すると京都市内にその利益が循環し、税金全体の支払能力が高まるということにつながったはずです。

市場化テストでも、それまで公務員がやっていた仕事を外に流出させますので、おそらく税金としては戻ってこず、地域経済にもマイナスの貢献にしかならない。こういうなかで今、公契約条例が非常に重要になってきているのではないかと思います。

Ⅲ　公契約条例の意義と可能性

この間、公共サービスのあり方についても、見直しの動きがあります。「公共サービス基本法」（2009 年 5 月）が制定され、第 11 条で「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正

な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」――まだ努力規定でありますが、こういうことを書かざるを得ない事態になっています。

そのうえで公契約条例制定の意義と可能性について、私の研究分野である地域経済論の視点を加味しながら、述べたいと思います。

①自治体の公共サービスのあり方の見直し機運

これまで地方自治体は、安ければいいということで公共サービス分野で、自らワーキングプアを生み出す主体であったわけです。今や公契約条例によって、逆にこれを問題として直接解決しうる主体として変わりつつある。これを全国の自治体で大きく広げていく、そして国も公契約法を定めて日本全体からワーキングプアをなくすための中心的な主体として公的な団体がその本来の使命を果たすことが第一の意義だと私は考えています。

それに加えて総合評価制度等々で地域貢献度を図る。今日のコーディネーターの河村さんのようなかたちで従前から市役所の様々な業務にかかわり、地域貢献度が高い一企業や業者に対してできるだけ仕事をまわしていく。もちろん公平性・公正性が前提のうえです。そういうかたちで地域内の企業、業者に発注されれば、そこでの経営の再生産、そして雇用されている人たちの賃金が保障され、地域経済の循環に寄与し、地域経済振興に直結していく。私は公契約の条件として地元、地域の貢献ということが明記されれば、かなり大きな効果が期待できるのではないかと考えます。

そういう点で言えば、中小企業振興基本条例を定めていこうという運動が今、広がっています。全国で今、70 自治体を超えます。残念ながら京都府内にはまだありません。私は公契約条例の考え方と中小企業振興基本条例の考え方が結合することにより、地域経済の振興効果は極めて高くなると考えています。この 2 つを併せて追求していく必要があるのではないかと思います。

そうすれば、公共サービスが安定化し、その質も向上する。例えば、税務の窓口業務というのはいちばん個人のプライバシー情報が重要なところであります。短期契約でいくとこれは必ず漏れていきます。そういうものをキチッとおさえていくこともできるのではないかと考えています。

②政令市における区役所機能と区レベルでの「地域自治組」織創設の重要性

京都市という大きな自治体において、公契約条例はどういうかたちで展開したらいいのか。地域経済振興との関係で考えると、私は区役所機能の充実が必要不可欠ではないかと考えます。そして、新潟県の上越市、あるいは政令市では新潟市、浜松市で現に制度化されています区レベルで「地域自治組織」をつくることによって、住民の近いところで税金がまわっていく仕組みができるのではないかと思います。

新潟県の上越市は人口 20 万人ですが、面積は 1000㎢あります。そこで合併後、28 の地域自治区がつくられ、地域協議会の委員を公募・公選で選んでいくという仕組みをつくっていきます。ここでおもしろい地域公共調達の仕組みが行われ、合併した周辺の 13 地区では、地域事業費を 2000 万円までは所長決済です。そうすることによって、例えば、安塚というところでは、役場の建物の工事を地元から調達するということが所長の判断で決めることができました。今の京都市の区役所はこういうことができません。

さらに上越市では今年度から 28 の地区でそれぞれ地域活動としてソフト事業でも、ハード事業でも使える地域活動預金を創設しました。1 地区あたり 500 万～ 1400 万円あり、地域協議会で地域の団体から公募して選定作業が行われます。今、人口 150 万人の京都市ですが、区の独自予算は 50 ～ 100 万円ぐらいしかありません。もしこれが上越市なみに分配化されていくと、各区ごとに自由に使えるお金が大きくなります。しかも上越市の場合には住民が提案できます。けれども京都市の場合、住民提案は認められていません。

こういうところから脱却しながら、区単位に地域自治組織をつくり、そこでのお金の使途は公募により選ばれた住民が組織する地域協議会で決定する仕組みをつくる。地域にある問題を、例えば空き店舗を使って、そこに高齢者が憩える場をつくり、そこに生鮮品を扱うような小さなお店を置く。こういうようなことをやるために小規模工事登録者制度を使って、地元の建設業者から調達できるようにする。こういうことができますと例えば一つの区の範囲の中で、産業、福祉、環境、地域交通などの政策へ有効に税金を使うことができるようになります。

これができないために、大規模公共プロジェクト（高速道路建設など）に中央の市役所が一気にお金を使うことになる。こういうものに対して歯止めをかける効果も期待できます。これもまた京都市のところではキチッと検討していくべき課題ではないかと考えています。

公共工事現場の現状報告

京都建築労働組合　徳原 静男

私は 33 年前、職人は食いっぱぐれないから大工はよい職業と言われ、型枠大工の見習いとして働き、現在に至っています。しかし、政府財界の 21 世紀戦略の下で現場はかってない厳しい状況におかれています。33 年前の見習いの単価よりも安い賃金で仕事をさせられています。日給 7000 円から1万円という安い賃金が続いています。この安い賃金は去年から仕事が減ったために、安くてもいい、仕事さえあればいいとのやり方の結果です。今、私の仲間は転職をしたり、廃業する業者も少なくありません。職人の数は減っているなか、10 月ごろからマンション建設が増えていますが、職人不足という事態になっています。

11 月 12 日に公共工事の現場訪問とアンケートを行いました。場所は京都長岡市です。国土交通省技術員とJV現場所長と午前 11 時から 12 時まで現場事務所で労働実態について聞きました。

この現場では 13 社が入って、当日 35 人が働いているということでした。建対協の証紙は1万枚購入し、ほとんどの職人が手帳に貼っているとのことでした。鉄筋工と型枠工にアンケートをお願いし、鉄筋工 6 人型、枠の大工4人が答えてくれました。

賃金について鉄筋屋さんは、6人中5人が「記入できない」とのことでした。なぜできないのか聞けば、「恥ずかしくて今の賃金では答えられない」との返事でした。答えてくれた1人は「38 歳、経験年数 20 年、一次下請け日給1万 2000 円、賃金単価は下がった。月の就労日数は 16 日から 18 日で、月に 25 万円にもならない」。今の仕事で将来への不安はありますかの問いについては、「仕事が減って単価も下がり将来とても不安であり、どこへ相談していいか分からない。いい仕事があれば転職したい」と書いてありました。

現場別　平均賃金日額(経験 5 年以上 65 歳以下)

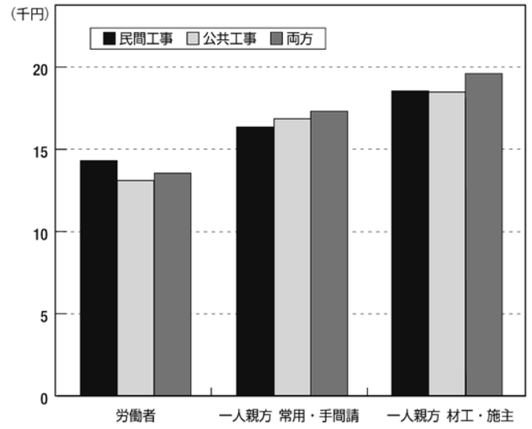

現場	労働者常用		一人親方 常用・手間請		一人親方　材工・施主	
	人数	平均日額	人数	平均賃金	人数	平均賃金
民間工事	484	14,317	699	16,375	411	18,569
公共工事	43	13,116	35	16,877	8	18,500
両方	270	13,568	261	17,335	110	19,625
無回答	199	13,673	202	15,439	87	17,270
総計	996	13,933	1,197	16,441	616	18,573

2人目の鉄筋工二次下請けです。「35 歳、経験年数 15 年、賃金については、『恥ずかしくて答えられない』」。今の仕事では将来への不安の問いには、「助けてほしい」と書いてありました。

3人目は「型枠大工 64 歳、経験年数 44 年、一次下請け大阪の職人です。賃金は日給1万 2000 円、月の就労日数は 20 日、賃金は下がった」。今の仕事についての不安はとの問いに対し、「後継者を育てるどころではない。自分が今、生活をしていくのが精一杯で、そういう余裕はない。息子には同じ仕事をさせたくない」ということでした。

最後4人目「型枠大工 38 歳、経験年数 18 年、賃金は『恥ずかしくて書けない』」とあり、これも大阪の職人です。「朝6時に家を出て、毎日 12 時間現場に束縛されている。賃金はなかなか上がらない。こんな状態ならまだ近くのコンビニでアルバイトしているほうが 10 時間働けば、8000 円以上になるのでましだ」との意見も出ました。

みなさん不安と不満を持って仕事をしているのが、今の公共現場で働く労働者の実態です。外国では日本の技術はすごく高く評価されています。外国では1カ月 90 万円も賃金をもらえるという話があります。日本では3分の1ももらえないのに、これからの職人はどうなるのか心配です。

シンポジウム Q&A

シンポジスト

岡田知弘…京都大学大学院経済学研究科・教授

岩島伸二…京都エレベータ株式会社代表取締役、JEMAエレベータメンテナンス事業協同組合代表理事、京都中小企業家同友会代表理事

河村泰三…京都府電工株式会社代表取締役、京都府電機商業組合理事

赤羽根伸一…千葉土建一般労働組合、野田支部書記長

コーディネーター

中村和雄…弁護士・日弁連労働法制委員会副委員長

（敬称略）

中　村　　会場からもたくさんの質問をいただいていますので、シンポジストのみなさんにお答えいただきたいのですが、二つの質問に対して私の方でまず整理をさせていただきます。

一つは最低賃金法と公契約条例との関係についての質問です。最低賃金法は、あくまで国が労働行政として最低限の基準を決めることです。いわゆる処分行為としての権限ですから、地方自治体が行なうことはできません。ここがよく混同されてしまうのですが、公契約条例は地方の最低賃金条例を作ることではありません。

公契約条例でいう「最低賃金」とは、その契約に条件として付加して、その契約当事者だけでなく、そのもとで実際に工事をしたり、業務委託の事業を行う方たちの賃金を、公契約の内容として規制するものです。そして、総務省もこのことに問題はないと認めており、法律家の議論でも問題はないと確定しています。

もう一つは、現場で実際に仕事をされている一人親方の保護について、野田市の条例は不十分ではないかといったご意見・ご質問をいただいております。確かにその通りです。技術的に難しいということで最初の条例には入れられなかったようですが、その後に検討が行われる中で、今回の改正案では、一人親方もきちっと対象になるように条例が整備されています。この点は解決をみたようです。

それではまず岩島さんへの質問なのですが、独立系企業として、安全性の確保、技術の向上や若手への継承をどのように行われているのか、また、行政として何をしていかなくてはならないのか、お聞かせいただけますかという内容です。

岩　島　　まず、独立系のメンテナンス会社の経営者は、ほとんどがもともとメーカーに勤めるか、据え付け工事をメーカーの下請けで仕事をしてきた人間です。また、事業協同組合をつくって、その中の技術委員会や保守委員会で社員を集めて、それぞれの持っている技術を「講習」という形で伝え続けています。

安全性の担保で行政側に期待することですが、シンドラー事件でも明らかになりましたが、エレベータ業界では部品や技術の資料、技術指導が一切されていませんでした。自動車業界ではオープンになっているのですが…。この間、国土交通省の委員会でも言ってきたのですが、メーカーは情報開示の要求に一切応えようとしない。建築基準法の改正で「取扱説明書」は出すようになったのですが、実際に必要なのは調整資料や保守マニュアルなのですが、これは一切公開されません。安全性を担保するためにも、行政による指導が必要だと思いますし、私たちも引き続き要求していこうと思います。

中　村　　公契約条例の必要性を改めて感じるのですが、現行の規制でも改善できることはあると思います。市職員の方からの質問で「京都市や職員にどのようなことを期待されますか」と言うのがあるのですが。

岩　島　　エレベータのメンテナンスにおいて技術屋を育てるのには、私どもで3～5年かかります。あわせて、注文の有無に応じて人の雇用を変動するのも困難です。今はできる仕事量を踏まえながら入札に参加していますが、やはり少なくても3～5年間は契約していただきたいです。また、国と3年契約で落札した仕事があるのですが、毎年仕事が終わった段階で契約金の1/3だけが支払われる。しかしエレベータのメンテナンスは人件費ですので、殺生な話です。京都市でも3ヶ月に1回や半年に1回といったケースがありますが、基本的に人件費なので、やはり毎月支払っていただきたいというのが希望です。

中　村　　次に河村さんへの質問で、「地域の中小業者が潤うためには、どういったことが有効なのか」との内容です。お願いします。

河　村　　スクールニューディールみたいな大きな案件になると、WTOの関係で3500万円を超えるものは、世界中のどこからでも入札できますが、例えば、教育委員会さんがやらはるのと違って、学校ごとでテレビを買ったらあかんのですかねえ。まだ地デジ化されていない学校は山盛りあります。今回と同じようなやり方をしたら結局、地域には仕

事は回らないと思います。現実、日本の中で学校ごとでやってはる地域があるわけなんて、京都市さんにもそういう知恵を絞っていただけると、地域に仕事が確実に回ります。

中　村　　WTO について話が出ましたが、例えば行政区ごとで発注するなど、いろいろできると思うのですが、実際に行なわれている所もあるので岡田先生から紹介していただけますか。

岡　田　　WTO 協定というのは基本的に多国籍企業ができるだけ市場拡大したいということで、各国に協定参加を求めて締結されたものです。実は WTO というのは、これまでの、GATT（ガット）ウルグアイ・ラウンドのような約束事をお互いにやりましょうという団体協定では、罰則をともなって強制力を持った団体に変わっていったんですね。そこに日本も参加して公共調達分野でいくと、3500 万円だったと思いますが、日本で言えば政府と都道府県、そして政令市が対象で、一般の宇治市等々では適用外です。大規模公共投資に関しては一般競争入札というものをできるような仕組みにすべきだということなのですが、実は分割発注で、このような規制をクリアすることができます。今回、同じようなかたちで各地でスクールニューディールが行われましたが、確か福岡県でしたか、ここでは発注単位で学校長までおろすことによって、それが何の問題もなくクリアできている。国会でもこの議論が取りあげられまして、「官公需法の適用のほうを優先して考えてもらったらいい」という、当時の経済産業省の大臣の答弁がありました。実際何の問題もなくて、現に1件も WTO から問題視された事例はありません。そういう意味でできるだけ発注権限の単位を小さく地域におろしていく。そして地域のところで仕事がまわるようにする。とくにこれは緊急経済対策であり、地域経済振興を最大の目標とした施策であります。そういうところでお金がまわるような仕組みを行政としてつくる必要があるのではないかと考えます。

中　村　　印刷関係の方からもご意見・ご質問をいただいております。印刷の落札額がめちゃくちゃになっていて、4 割、5 割の額でも取れないということです。公契約条例を制定するにあたって、職種別にある程度の専門的な業務については、それに見合った賃金設定が必要になってきます。京都市でもそうですが、印刷関係では単に印刷をするだけの契約ではなく、そこに載せる広告までとらされるなど、付加的なものまで入札の条件に入れられています。印刷業者は徹夜で仕事をしたうえに広告主まで見つけないといけないのですから大変です。そのうえ基準がないので、どんどんと落札価格が下がっています。

こうしたなかで公契約条例は、公共部門でなく民間も含む地域全体の賃金引上げに役立っていくのか、といった質問が出されているのですが、赤羽根さんはどのようにご覧になられていますか。

赤羽根　　どうしても公契約条例といえば「最低賃金」となるのですが、僕自身は公契約条例で定める賃金を「最低賃金」とは呼びたくありません。そもそも豊かな地域社会を作ることを目的にしているのですから、そこで働く労働者も豊かでなくてはいけません。今回の公契約条例の実施によって、最低の賃金は引き上げられましたが、それ以外の労働者は上がっていません。当然、波及効果が望まれるし、公共工事以外も見据えた運動が必要だと思います。

中　村　　公契約条例は「最低賃金」を引き上げるのに貢献する条例ですが、他にもいろいろと規制することができます。例えば、事業者が雇う労働者は非正規ではダメとか、必ず保険に入らなければならないとかです。そしてその地域の中で、雇用や経済をきちんとしたものに変えていくというのが公契約条例です。

野田市では、条例ができたことによって 1 人だけ担当職員が増員されたそうですが、実際にチェック体制をしっかりとしていこうとすると、職員負担が大きくならないかといった質問が寄せられているのですが。

赤羽根　　野田市の公契約条例は、先鞭をつけるために出てきた条例なので、条例自体は非常に簡潔です。今回の現場訪問でわかったのですが、まだまだチェックする体制が不十分なのが現状です。今後、ゴミ処理場の建設工事があるのですが、賃金や労働条件をきちんとチェックするのであれば、一人で徹夜しても足りないでしょう。この先、川崎や国分寺市でも出来てくれば、野田市の条例もより良くなってくると思います。

中　村　　公務員の体制も必要なうえに入札価格も若干上がるという点で、自治体の歳出が増え、財源がますます不足する心配はどうするのか、大企業の内部留保を出させることを考えられないのかといった質問について、岡田先生いかがでしょうか。

岡　田　　財源との関係でいきますと、構造改革のなかで地方財政が圧縮されてしまいました。公務員を削減する一方で低価格での1つの手法として市場化・民間化が進められ、あるいは競争入札というようなことが行われてきました。しかし、公契約条例で切りかえて、例えば野田市の場合、どうなったのかと言えば、施行後、半年ですが、実は財政負担は増えていないそうです。

なぜそういうことが起こるかと言えば、例えば、公共でやっていたものを市場化テストにすると、民間企業が入ってきます。公共のほうは利潤を目的とせず、そして設備投資までを回収しなければならない。民間企業は経費、それよりも安く入札します。何が起こるかと言えば、利益を確保するわけですから当然、公共部門に比べ、人件費や物件費を圧縮するしかない。そこでワーキングプアが大量に生み出されるか、あるいは手抜きが行われたりする。エレベータ点検の話を聞いてびっくりしたのですが、ほとんど何もできないような価格で応札をしてしまう企業も出現してしまっている。こういうことになってきますと住民にとっての不利益が拡大していくことにつながる。財源的にはほとんど変化ないところで、おそらく派遣労働を活用しながら、差額分を利益として、企業が持っていってしまう。これが今、起こってきていることです。ここの不当な利益を圧縮して、正当に労働評価をして働いている人たちの賃金を上げていく。そして必要な物件費は当然、投入していく。これをできるだけ地域貢献的なものに誘導していく。これが私は公契約条例ではないかと考えています。そういう意味では財源の新たな負担というのはほとんど考える必要はないのではないかでしょうか。

逆に言えば、そうすることによって地域の企業が受注をしていけば、当然、財源が増えていくということにもつながる。公契約条例でありませんけど、分かりやすい例を言います。住宅リフォーム補助金制度が今、建設関係の労働組合運動などによって広がってきています。山形県の鶴岡市の近くに庄内町という町があります。ここで住宅を新しくつくる、あるいは改修をする、あるいは商店を直していく。こういうことに対して祝金制度という名前の制度が3年前にできました。ここでは施主が、商工会に加入している地元の工務店を使うということが条件で、上限 50 万円、工事費の5%まで支援するという助成制度をつくっています。それによると、3年間でほぼ 30 倍の経済効果となった。しかもこの町では、若い人が定住できるようにということで、住宅建設の融資制度を独自につくっています。そして人口定着を図っていく。

そしてもう1つ、家を直していくと当然、家具とか、調度品、家電の購入がすすんできます。その際に地域商品券を商工会と組んで作り、地域で循環するかたちで流通させていく。そうすることによって建設関係だけではなくて、商店街とか、地元の商店にも波及効果が広がる仕組みをつくっていく。町の試算でいきますと住宅のリフォームですから当然、固定資産税の評価額が上がっていきます。それだけで年間、300 万円の単純増収です。こういう成果が生まれるうえにかつ地元でお金がまわっていきますから、事業を行っているところから税金があがってくる。増収効果というかたちで自治体のところに税源が確保されていく。これが仮に外からきている業者がやれば多くが地域外に流出してしまい、税金としてはあまり上がってこないことが起こります。

こういうかたちで他の施策と結合することによって、地方自治体の財源となる地域内の再投資力を高めていくことも併せて追求できるような、政策手段ではないかと思います。

中　村　　総合評価制度と公契約条例との違いについてですが、総合評価で十分ではないかというご意見と、逆に実績重視となれば技術を持っていても実績がない業者は排除されるのではないかといったご質問もあるのですが。

岡　田　　最初に話をしたように現在、単に電子入札で、それこそ多国籍企業が入札でき、多額な契約行為に関しては可能な状態になっています。安ければいいということに対して、どうすればいいのかということで、先ほども言いましたが地域貢献度が高いとか、実績というものの評価を入れていく公契約の制度が必要じゃないかということでお話をしました。総合評価制度というかたちで京都市もされているということですが、公契約というのはいろんな領

域に広がっています。工事だけではなくて、先ほどの物品調達の印刷もあります。あるいは指定管理者で言えば、エレベーターの保守をはじめ、様々なサービス業が入ってきます。こういうようなところに加えて、例えば京都市でいきますと、私たちが京都市に納める税金（公金）をメインバンクというかたちで預けている銀行の選定があります。京都市の場合、実は戦前から鴻池銀行・三和銀行系列、今は東京三菱グループだと思いますが、そういうところにずっと続いていたわけですが、2回前の契約からでコンペ方式に変わってきます。そのときに地域貢献ではなくて、結局、過去の実績が高く評価されて、そこに落とされていくことになりました。

私自身これはおかしいと思っています。地域にどれだけお金をまわしているのか。中小企業金融のところで窓口があるのは入札銀行の場合、かつて1店舗だけでした。今はどうなっているのか分かりませんが…。そういうようなことを考えていきますと、過去の実績じゃなくて地域貢献度とか、地球環境にどれだけ貢献しているか、CO^2削減をどれだけやろうとしているのか、こういうものも含めて、様々な京都市がやろうしている政策に対してどれだけの政策的貢献、あるいはそれを行う力があるのか。こういうことも含めて建設工事以外のサービスや物品調達、そういう分野を包含したようなものをやっていこうと思ったら、私は公契約条例はかなり有効ではないかと考えています。

つまり京都市が行おうとしている行政分野や契約行為全体をおおっているからです。そして市役所だけではなくて、場合によっては市が出資している出資法人に関しても責任を求めていく。先ほど特別会計や企業会計を含めて、1兆円を超えるという話をしましたが、かなり地域経済において大きなウエイトを持っているわけです。そういうものを広げていくことによって、京都市全体の経済力、あるいはそこで住む人たちの生活向上を図っていく。かつ公共サービスを安定化させ質の高いものにしていく。こういうものが好循環でまわしていけるのではないかと思います。

中　村　　市職員の方からのご質問なのですが、今は安く事業を成立させたことしか評価されない現実を変えるのにはどうしたらいいのか、8割以上の人が勤めている中小企業を大切にすることの大切さを広める運動を推進することが重要なのでしょうかという内容です。

岡　田　　最初の質問はすぐさま答えられるような問題ではないですが、行政評価のあり方、これは根本的に見直す必要があるのではないかと思っています。この間、学生ゼミと協力しまして、京都市事業評価のお手伝いをしたことがあります。個別の事業ごとにどれだけ投入が予算的にも、人員的にも行われて、どういう成果が生み出されたのか。それは数値化されたものしか出てこない。その際に、直接数字で表れないような取り組み、あるいは長期にわたるような、地域経済振興効果とか、福祉の向上とか、どれだけの人が元気になったのか。そういう指標じゃなくて、例えばイベント何件やって、合わせて5万人集めたという指標が出てきます。それでもって例えばA評価にしてしまう。

おそらくそういうことをやったということで、職員の評価が定まり、その後に処遇も決まっていく。私はそういう短期的でかつすべてを数値化していこうという、かたちでの評価の仕組み自体を見直す必要があるのではないかと思います。

実際に地域でどれだけ経済が、社会がよくなっていったのか。これを質的な評価も含めてできるようなかたちにしていくことと、あわせて京都市の担当職員で、どれだけのものをグループごとや、課あるいは担当者ごとにやり遂げたのかという視点で見るべきではないかと思います。個別の分担割りになってしまって、個別競争が行われて、人事管理システムとしてつながっていく流れがだんだん行政や大学の職場のなかでも増えてきています。こうなってくると、全体の組織としての生産力というようなものが発揮できない。やはり評価制度そのものをしっかり検証して、かつ市民に分かるようなかたちで、問題なり課題を明確にし広げていくことが必要ではないかと思います。つまり、湯浅誠さんがいう「可視化」ということですね。

この「可視化」に関係して、中小企業に対する予算について、様々な配慮が欠けていると思います。大きな市になればなるほど、実は財界団体の圧力がトップに集まりやすい。こういうような構造がどこの国でもある。そういう政治力の問題が1つありますが、もう1つは統計の扱い方の問題があるんではないかということです。例えば法人市民税というかたちでとっていくと、トップ企業がずいぶんたくさんの税金を納めているという話になってしまう。かつては京都市でも、中小企業、業者のみなさん、西陣が元気な頃はすごいウエイトをもっていました。これが構造改革の結果として、ウエイトを落としてしまった。結局、アメリカに輸出をしているような多国籍企業の業績次第で法人市民税が変動してしまう。景気がいい時はものすごい金額の税収が入りますが、落ち込んだらゼロに近くなる。きわめて不安定な構造になっていますが、大体統計的に扱う際には、法人市民税に占める大手企業の比重は

どれだけあるかということをしっかりみないといけない。実は源泉徴収・個人市民税でいけば圧倒的に中小企業従業員が多い。あるいは固定資産税でみたらどうか。こういうところに関しては中小企業関係者の比重がどれだけなのかということを明確に示していく数字が出ていません。むしろ私たちの仕事でもあるかと思いますが、そこのところを明確にしていくと、京都市財政、あるいはもっと大きく言えば、京都市で市政を行うために市政協力員がいらっしゃいます。あるいは町内会があります。いったいどれだけの大企業の職員、スタッフのみなさんがその担い手になっているかでみるとごくわずかだと思います。99%近くはおそらく中小企業の現役の経営者か、その従業員、あるいは OB、OG です。社会を維持していくためにたいへんな貢献をされています。これもまた指標としては明らかになっていません。

こういうことを明らかにし、中小企業振興を市民の合意にしていくような取り組みを、中小企業関係団体と自治体の労働者のみなさんの運動が協同しながら、さらに強めていく必要があるのではないかと思います。

人口 1000 人当たり公務員の国際比較（2004～05 年）

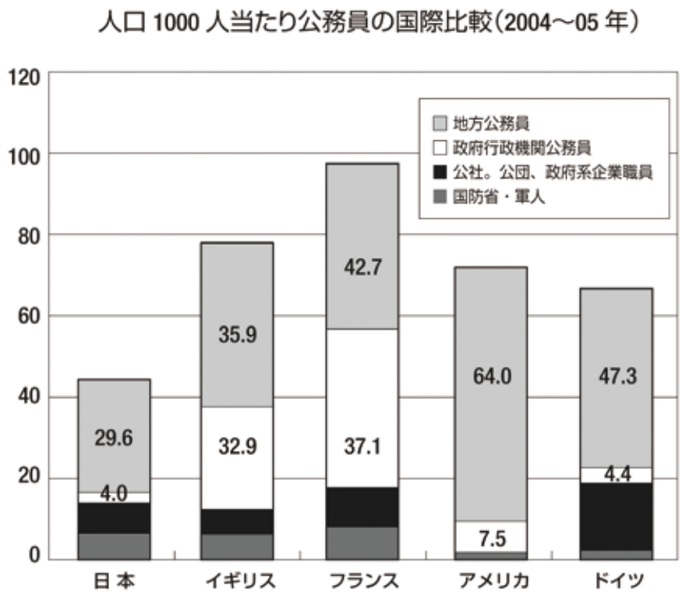

資料: 野村総合研究所「公務員の国際比較に関する調査報告書」2005年11月

中　村　　最後に何か補足があればお願いします。

岡　田　　私は日本の場合、公務員は少なすぎると最近、とくに言うようになりました。図を出していますがアメリカよりも少ない。建築確認業務を日本の場合、民間に解放しました。結果的に姉歯事件が起こってしまった。アメリカでは建築確認は公務員が設計段階、そして建設段階、完工段階の3段階に分けてチェックするそうです。それは住民の命を守っている重要な仕事であるからです。そういうかたちで公務をアメリカと比較しても 2005 年野村総研の調査（資料図参照）でもこれだけ少ない。そのなかで市場化・民間化がおこり、先ほどのような事態が起こってきている。こういうようななかで、ヨーロッパで新しい動きがあります。

ヨーロッパでも市場化の波が WTO 協定以降広がっています。そのなかであらゆることを市場化するのは問題ではないか、という声が欧州地方自治体協議会から上がり、2009 年に「公共の利益のための地方・地域サービスに関する憲章」が制定されます。そのなかで重要な項目として書かれているのは、「なんでもかんでも市場化すればいいというものではない。市場化できないものがある。それを地方自治体は選択できる権利・権限をしっかりと持つべきである」という趣旨のことが謳われている。

日本ではこれに加え、今日のシンポジウムのテーマであります公契約条例を入れて、そして中小企業振興基本条例も制定して、地域経済が潤うようなかたちで地方自治体の行財政支出を活用していく必要が特に求められるのではないかと思います。

私たちは主権者です。その際に大きすぎる政令市のところでは、区レベルというところで行財政権限を持ち展開していく。私は政令市のなかでもいちばん質の高い公契約条例を、京都市で、世界ではじめてという気持ちで、制定していけばたいへんいいのではないかと思っています。

中　村　　ありがとうございました。私も日弁連の調査で 9 月にデンマークに行ってきましたが、全労働者の 3/1 が公務員で、非正規率は 0.8% です。何が違うといえば、各地域で行政と労働組合と使用者団体が労働政策審議会をつくり、地域経済を立て直すためにどういう分野で貢献すべきかが議論されているのです。大変参考になりました。機会があればゆっくりお伝えしたいと思います。

地域の再生と適正な賃金をめざすことが、公契約条例の非常に大きな目的です。是非みなさんと一緒に、京都市にも公契約条例を制定させる運動を進めていきたいと思います。本日はありがとうございました。

公契約シンポを終えて

京都建築労働組合・執行委員長　田辺 正男

「『15,000 円で応援してもらえないか』と言われたけど職人には 18,000 円払っているので 3,000 円持ち出しになるから断った」－これはある公共工事の現場に入っている知り合いから誘われた組合員さんの声です。

その現場は落札率 76.9%。低入札調査を受けて請負い、現場監督は「下請けも仕事をとるためにがんばっている。元請の言い値で発注することはない」と言っていましたが。

いま、仕事不足や競争の激化でそのしわ寄せは現場で働く労働者に覆いかぶさっていて、中には「やればやるほど赤字になるので途中で抜け出した」業者もいるという話も聞きます。

今回のシンポジウムは、入札に参加している会社の経営者としての苦悩や厳しい受注競争の実態、そして地元の企業育成という観点を持たない行政の姿勢を明らかにしたと思います。一方で、千葉県野田市のように「豊かな地域社会をつくることを目的とする」公契約条例制定の動きがあちこちの自治体で生まれつつあります。

いまや、現場で働く職人のルール確立は個別の企業努力だけでは無理で、自治体の中小企業対策、地域経済活性化の政策に対する姿勢にも左右されます。

働く仲間の実態は一刻の猶予もなく、早急に改善が必要です。そのため京都でも公契約条例の制定めざし奮闘していきます。

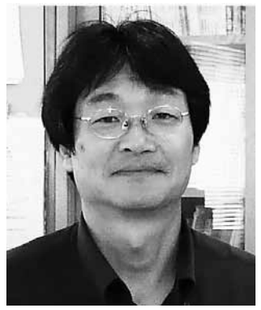

「中小企業振興条例」と「公契約条例」を二つの旗印に

京都府商工団体連合会・事務局長　池田 靖

第39号　京商連ニュース　2010年5月1日　(2)

府民の税金は府民のもとに！

〝地域循環型経済〟への転換を―

速報

2／16京都府にも申し入れ

―スクール ニューディール入札基準の見直し求める―

他府県の大企業参入をあえて認めるのか？

マスコミも注目

中小企業向け官公需の実績（08年度）

91.6　90.7　72.9　75.2

京都府

「署名項目実現してほしい」

3月23日署名提出めざし、一会

京商連ニュース　2010年5月1日号

「公契約のあり方を考えるシンポジウム」は、この問題に関わる研究者、法律家、自治体労働者、契約の一方を担う民間経営者の率直な問題提起と現場からの意見交換で、公契約条例の必要性を確認しあうとともに、条例制定めざす運動を広げる成功を収めました。このシンポジウムは、文字通り京都の自治体における「公契約条例」制定に向けたスタートを切る場となりました。

「構造改革」路線で疲弊した地域経済と廃業の淵に立たされた中小業者の営業とくらしをどう再生させるのか、私たち中小業者団体の最大の関心事です。私たち中小業者は、過去も、現在も、未来も、地域の経済、社会、文化の担い手です。地域に根ざして地域の生産と雇用を担う中小業者などを「地域経済の主人公」としてその存在をきちんと政策的にも社会的にも位置づけることが必要です。農商工を基幹産業と位置づける「中小企業振興条例」と公共工事でのダンピング防止や最低賃金を保障する「公契約条例」は、地域経済再生の二つの旗印です。

二つの旗印を京都でも実現して、地域経済の再生でいつまでも住み続けられる地域をつくるために、これからも多くの団体・住民のみなさんと力を合わせていきたいと思います。

京都市内でも変わりつつある自治体の反応

京都地方労働組合総評議会・副議長　辻　昌秀

京都総評の作成した
「公契約条例」のリーフ→

シンポジウムでは京都総評が作成したリーフレットを配布させていただき、その趣旨を説明しました。京都総評は労働組合ですから、労働者の雇用の問題、賃金の問題、官製ワーキングプアという問題の視点から公契約問題を取り組んできました。しかし、安あがりの行政という考えと、競争入札が導入され経営問題に重大な影響を与えてきている実態から、経営側から見ても理解していただけるリーフレットを作成しました。「公共サービスのあり方や仕事の質」「健全経営をどのように実現していくのか」「地域経済の循環をどのように実現するのか」、そして「労働者の雇用や賃金問題」と、多角的にとらえたもので、今後もこうした基本的な立場を踏まえた取り組みをしていきたいと考えています。

今、府内では、地域経済の疲弊が重大な問題となっています。いかに地域経済を循環型にしていくのか、そのために公契約条例が果たすべき役割を明らかにしていくことも大きな課題だと考えています。野田市をはじめ、公契約条例が実現しつつある中、京都府内でも少しずつ自治体の反応も変わってきました。「全く考えられない」から「検討」や「研究」をしていくというふうに。私たち住民が、公契約条例をどのようにとらまえるのか、積極的に議論していくことがきわめて重要な時期に入っていると思います。さまざまな階層の方々とも協力し、公契約条例の実現のため奮闘していきたいと思います。

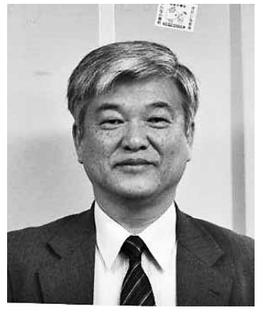

引き続きカウンターを越えた運動に奮闘します

京都市職員労働組合・中央執行委員長　池田　豊

職場討議資料として
作成した「公契約条例」
パンフレット→

私たちは 2009 年 1 月に、それまでの自治体労働組合としての運動のあり方を見直し、「カウンター越しに市民と向き合うのではなく、カウンターを越えて市民の中へ」を合言葉に、労働組合運動を再構築してきました。

その一環として、京都市が実施する様々な契約によってもたらされる業者そしてそこで働く労働者の実態と、地域経済への影響を踏まえ、公契約研究会を立ち上げました。

専門家である中村和雄弁護士の協力を得ながら、契約事務に直接携わった組合員の参加も得て、他都市調査、研究会を重ねシンポジウム開催をむかえました。

「地域住民の繁栄なくして、自治体労働者の幸せなし」、自治体労働組合の基本的立場を表すものとしてこの言葉は使われてきました。その実践が「カウンターを越えて」の公契約条例実現の運動です。早期に条例化するために、公務員としての専門性をいかんなく発揮し、多くの皆さんと力を合わせていきたいと思います。

シンポジウムを終えて

中村 和雄 氏

今回のシンポジウムにおいて、京都における公契約をめぐる実態と問題点、さらには公契約条例の実践段階に入った野田市の変化状況がきわめて具体的に明らかになりました。あらためて、公契約条例制定の必要性、有効性が確認できました。

野田市公契約条例の第1条は公契約条例の目的について次のように規定しています。

「この条例は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。」

現在の国や地方自治体の業務委託においては、低コストを追及するあまり、安全性を含め業務の質の低下が顕著になっています。適正な業務を確保するために本来必要なコストは必要な費用として負担するのは当然のことです。中小企業の経営を圧迫させずに労働者の適正な賃金を確保することは、一時的にはコストが上がる可能性があります。しかし、労働者の賃金の底上げを図り、地元中小企業の経営の安定を図ることは、地域経済を活性化することになるのです。

ワーキングプアを解消するためには、最低賃金法に基づく最低賃金の引き上げはきわめて有効な方法です。ただし、十分な担保もなく企業に賃金上昇だけを命じたのでは、中小企業は倒産せざるをえなくなります。現在の経済状況のなかで、中小零細事業者への十分な対策抜きに一方的に最低賃金を急速に大幅に引き上げることは、多くの倒産を生みだすとともに大量の雇用の喪失に繋がる危険があります。

これに対して、公契約条例による最低賃金規制の場合には、業者に不当な犠牲を強いることはありません。下請け、孫請けなど、これまで元請け業者からギリギリの単価で委託され、そのしわ寄せを従業員の賃金減額という犠牲で凌ぎ従業員に地域最低賃金ギリギリを支給してきた業者にとっては、公契約条例によって従業員に支給する賃金額を上昇させることが可能となるのです。

ワーキングプアや貧困問題を解消するために、公契約条例の制定はきわめて有効な施策です。ぜひとも、京都で公契約条例を制定しましょう。